男鹿市訓令第18号

男鹿市指定管理者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年10月20日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年男鹿市条例第48号。以下「条例」という。)に規定する公の施設に係る指定管理者の選定に関し、その適正を期するため、男鹿市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、5名以上の委員をもって組織し、次に掲げる者の中から選 任する。
 - (1) 副市長
 - (2) 教育長
 - (3) 総務企画部長
 - (4) 市民福祉部長
 - (5) 観光文化スポーツ部長
 - (6) 産業建設部長
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、必要に応じて委員長が指名した者

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の 指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(審査)

- 第5条 委員会は、次に掲げる業務を行い、市長に意見を述べるものとする。
 - (1) 条例第3条の規定により提出された書類の審査及び調査
 - (2) 条例第4条に規定する基準の判定
 - (3) 条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定
 - (4) その他必要な事項

(関係職員の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その 意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、令和5年10月20日から施行する。